

令 5 医務保険第1321号
令和6年(2024年)1月24日

関係医療機関の管理者 様

山口県健康福祉部医務保険課長

看護補助者処遇改善事業実施要綱等の修正について

令和6年1月12日付け医務保険第1263号で送付いたしました実施要綱について、下記のとおり厚生労働省から修正版の送付がありましたので、別添資料と差し替えをお願いします。

記

1 修正内容

①実施要綱

別紙様式（処遇改善報告書）の修正を反映（要綱本体は変更なし）

②処遇改善報告書

<病院用>

【記載要領】3の誤記載を修正（算式は変更なし）

「小数第1位未満の端数を」を「小数第1位以下の端数を」に修正

<診療所用>

自動計算のセルに算式を挿入

<病院、診療所用共通>

(D) 欄について、一部の看護補助者に限って賃金改善を行う場合、入力する人数は（勤務する看護補助者全員ではなく）当該賃金改善を行った看護補助者の人数であることを明確化

③看護補助者処遇改善事業補助金・処遇改善報告書の作成手引き

処遇改善報告書の修正を踏まえ修正

④（参考）賃金改善開始（予定）の報告様式例

A211特殊疾患入院施設管理加算について、チェック欄の斜線を削除

医療指導班 担当：原田、古林
TEL:083(933)2820
E-mail:byouin@pref.yamaguchi.lg.jp